

令和3年度 第1回 船橋市地域包括支援センター運営協議会 議事録

日 時：令和3年5月11日（火） 午後1時50分～午後2時30分

場 所：市役所9階 第1会議室

出席者

（1）委員

中村順哉委員（会長）、山口定之委員（副会長）、赤井淳二委員、永井葉子委員、吉田綾子委員、吉田壽一委員、島田晴美委員、三井陽子委員、上野和子委員

（2）市職員

健康福祉局長、健康・高齢部長、福祉サービス部長、指導監査課長、介護保険課長
その他関係各課職員

（3）事務局

地域包括ケア推進課職員（7名）

欠席者：藤野達也委員、佐々木悦子委員、塩原貴子委員、乾麻由美委員

公開区分：公開

傍聴者：2名

○事務局（司会）

それでは皆様、定刻となりましたので始めさせていただきます。

本日はお忙しい中、令和3年度第1回船橋市地域密着型サービス運営委員会及び船橋市地域包括支援センター運営協議会にご出席をいただきまして誠にありがとうございます。

まず本日の会議につきまして、全体の流れをご説明させていただきます。

先に開催いたします地域密着型サービス運営委員会では、青色のインデックスの付いた資料を使います。

その後、地域包括支援センター運営委員会では、赤色のインデックスの付いた資料を使用いたします。

指導監査課及び地域包括ケア推進課が内容のご説明をいたしますので、会議ごとの審議の方よろしく願いいたします。

両会議は、船橋市情報公開条例第26条により公開することとなっており、傍聴希望者がいる場合は会議ごとに受付し、入室の承諾を得るものとさせていただきます。また、会議録等につきましても公開することとなっております。

～令和3年度 第1回船橋市地域密着型サービス運営委員会議事～

○事務局（司会）

それでは続きまして、令和３年度第１回船橋市地域包括支援センター運営協議会を開催いたします。

本日の欠席者ですが、１号委員の藤野委員、５号委員の佐々木委員、９号委員の塩原委員、１２号委員の乾委員でございます。

地域密着型サービス運営委員会で説明ございましたが本会議につきましては、船橋市情報公開条例の規定に基づきまして、原則公開されております。

また会議概要、会議録につきましては、ホームページおよび市役所１１階行政資料について、公開することとなっております。

本日の傍聴者は、２名いらっしゃいます。

会長、入室していただいてよろしいでしょうか。

○会長

はい。それでは傍聴者２名の入室を許可します。

○事務局（司会）

使用する資料でございますが、皆様お手元の赤のインデックス付いた資料が、本協議会で使用するとしております。先ほど当日配布資料といたしまして、資料５番ですね。地域包括支援センターの受託法人選定についてもお配りさせていただきました。ご確認よろしくお願いいたします。会長よろしくお願いいたします。

○会長

それでは議題に沿って審議を進めていきたいと思います。

議題の１、介護予防給付及び総合事業に係るケアマネジメント業務の委託につきまして、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局（地域包括ケア推進課）

地域包括ケア推進課、久保と申します。

本日の議事は５件ございます。

まず議題１、介護予防給付及び総合事業に係るケアマネジメント業務の委託について説明いたします。

赤のインデックス１をご覧ください。

地域包括支援センターでは、高齢者の総合相談や権利擁護などの包括的支援事業のほか、要支援のケアプラン作成を行う指定介護予防支援事業及び総合事業に係る介護予防ケアマネジメント業務を行っております。

いずれの業務もその一部を指定居宅介護支援事業者に委託することができるとされております。

資料のとおり、既に５３３事業所について委託の承認をいただいておりますが、今回、新たに市内１０事業所、市外７事業所についてご承認をいただきたいと思います。

事後承認となりますが、いずれの事業所も中立性、公平性を確保できるものと考えておりますので、ご承認のほどよろしくお願いいたします。

会長よろしくお願いいたします。

○会長

はい。それでは本件につきまして、皆様よりご質問ご意見がございましたら、よろしくお願いいたします。

○会長

皆様よろしいでしょうか。

それでは、本協議会として、介護予防給付及び総合事業に係るケアマネジメント業務の委託につきましてこれを承認するものといたします。

続きまして議題の2、令和2年度地域包括支援センター事業についての報告と議題の3、令和3年度地域包括支援センター事業計画及び収支予算につきまして、事務局から報告をお願いいたします。

○事務局（地域包括ケア推進課）

地域包括ケア推進課、玉川と申します。

資料の2、令和2年度地域包括支援センター事業報告及び令和3年度地域包括支援センター事業計画及び収支予算についてご説明させていただきます。

令和2年度地域包括支援センター事業報告となります。

事前に資料を送付させていただいておりますので、主要な点を中心にご説明をさせていただきます。なお、令和2年度の会計処理につきましては、現在も進行中となっておりますので、決算額につきましては、次回以降の報告とさせていただきます。

まず、地域包括支援センター運営協議会の実績でございます。

地域包括支援センターの適正な運営、公正・中立性の確保、その他センターの円滑な運営を図るために地域包括支援センター運営協議会を設置しております。令和2年度は3回の書面会議にて開催しております。詳細につきましては、表のほうをご覧ください。

以降は、地域包括支援センターで行った事業報告となります。大きく3点で構成されております。

1. 介護予防ケアマネジメント事業、2. 包括的支援事業、3. 指定介護予防支援事業でございます。

1. 介護予防ケアマネジメント事業について説明させていただきます。各地域包括支援センターでは、要支援1、2と認定された者及び介護予防・生活支援サービス事業対象者に対する介護予防ケアマネジメントを実施しております。介護予防ケアマネジメントでございますが、センターで行う業務としては大きく2つございます。1つが基本チェックリスト、そしてもう1つがケアプランの作成業務となります。

（1）基本チェックリストの実施でございます。令和2年度、新規受付につきましては、地域包括支援センター及び在宅介護支援センターを合わせて29件となっております。

また、認定期間満了者についても基本チェックリストの受付を行っております。実施場所としては、地域包括支援センターと居宅介護支援事業所となっております。令和2年度は両者合わせまし

て2件となっております。

(2) 介護予防ケアマネジメント、ケアプランの作成件数となっております。令和2年度市全体で23,496件作成しておりまして、委託した件数が15,534件で委託率66.1%という状況です。

2. 包括的支援事業です。

①総合相談支援事業になります。

地域包括支援センターでは、高齢者のための総合相談窓口として、様々な相談を受付けております。地域における適切な保健・医療・福祉サービス、機関または制度の利用につなげる等の支援を行いました。センターで対応した相談件数ですが、令和2年度、合計65,249件となっております。センター別の相談件数は表のとおりとなっております。

4ページ。参考資料としまして、高齢者虐待認定件数を掲載しております。令和2年度では、225件の通報件数に対しまして、虐待として認定した件数は149件となっております。

②在宅介護支援センター運営事業です。

在宅介護支援センターは、市内に16か所、全て民間事業者への委託により設置しております。包括支援センターの「協働機関」として、地域における身近な相談窓口としての役割を担っています。在宅介護支援センターで対応した相談件数としては、令和2年度で15,568件となっております。

(2) 権利擁護事業です。

①高齢者虐待防止関係としまして、高齢者虐待の予防と早期発見・早期対応・再発防止を図るため、また「認知症初期集中支援チーム」の適切、公正かつ中立な運営を確保するため、高齢者虐待防止等ネットワーク運営委員会を1回、書面開催にて開催しております。また、具体的な支援方針等を確認する高齢者虐待防止等ネットワーク担当国会議を2回開催しております。

②成年後見制度の活用促進でございます。令和2年度の新規調査に着手した相談件数は49件となっております。

(3) 包括的・継続的ケアマネジメント支援事業です。

地域の高齢者が住み慣れた地域で暮らすことができるよう包括的・継続的なケア体制の構築、地域における会議支援専門員のネットワークの構築や地域の介護支援専門員が抱える支援困難事例等への指導・助言を行う事業となっております。

①介護支援専門員研修事業としましては令和2年度、船橋市介護支援専門員協議会様との共催により介護支援専門員研修を1回、また、主任介護支援専門員研修を1回開催しております。

②介護支援専門員事業です。地域における個々の介護支援専門員の支援の一環として、各地域包括支援センターにて相談に対応している事業になります。それぞれ相談に内訳がございますが、全体で令和2年度は995件の相談に対応している状況です。

(4) 認知症総合支援事業になります。

①認知症初期集中支援チームですが、認知症早期発見・早期対応のために、認知症の疑われる人やその家族を訪問し、医師の指導の下、地域包括支援センターの保健師等、複数の専門職が専門性を活かしながら、チームとして支援を行いました。平成30年度から5か所全ての直営地域包括支援センターに担当チームを設置し、継続した事業として、圏域ごとに対応できる支援体制を構築しております。

②認知症相談事業です。認知症高齢者の介護を行う家族等からの相談に対して、専門医から医療・介護上の助言等を得るため、認知症相談を実施しました。こちらも、初期集中支援チームと同様に、市内5か所体制で実施しております。

なお令和3年度からこちらの事業については類似性のある他の相談事業と統合を行っております。

③認知症高齢者徘徊模擬訓練です。地域の見守りと支え合い体制の推進を図るため、5つの日常生活圏域より各3地区で「認知症高齢者徘徊模擬訓練」を実施する予定でしたが、コロナの影響により中止となっております。

(5) 地域ケア会議推進事業です。

地域づくりの一環といたしまして、また地域ケア会議の普及啓発を目的として、地域ケア会議が主体となり講演会等を開催しておりますが、令和2年度においてはコロナの影響により、予定していた講演会全てが中止となっております。

自立支援ケアマネジメント検討会議についてですが、介護予防ケアプランの自立支援強化を図り、理学療法士、作業療法士等の専門職で構成される自立支援ケアマネジメント検討会議を開催し、多職種の視点からケアマネジャーへの助言を行っております。本事業につきましては、リハビリテーション専門職・同行訪問事業と連動させて実施しております。令和2年度から市内全域を対象としておりますが、コロナの影響により開催回数につきましては大幅に減少しております。

3. 指定介護予防支援事業です。

総合事業以外のサービスを使う要支援1・2の方のケアプランを作成する事業です。令和2年度の実績としましては22,945件、うち委託した件数は15,642件、委託率としましては68.2%となっております。

続きまして、資料の3番、令和3年度地域包括支援センター事業計画及び収支予算書について報告させていただきます。

資料2で説明いたしました事業を継続することになりますので、変更等があったものについてご説明させていただきます。

インデックス3の3ページ(4) 認知症総合支援事業の①認知症初期集中支援チームでございます。こちらについては平成30年度より、各日常生活圏域に1か所ずつ、5か所での実施体制としておりましたが、令和3年度は、市内5圏域の各直営包括内にチームを設置し、5チームを高齢者人口で2グループに分け、チーム医を配置するという実施体制としております。

(5) 地域ケア会議推進事業の③自立支援ケアマネジメント検討会議です。こちらにつきましては令和3年度より、生活支援コーディネーターを助言者として参加を予定しており、また対象事例については引き続き市内全域を対象とするとともに、居宅介護支援事業所の参加を予定しております。

最後5ページに歳出予算額の記載がございます。地域支援事業のうち、地域包括支援センターの行う事業等の予算を抜粋したものでございます。それぞれ増減がございますが、全体としては前年度と比べて0.06%増額となっているところでございます。

6ページの地域包括支援センター委託事業費ですが、地域包括支援センター委託契約額について記載しておりますのでご確認いただければと思います。

議題につきましては以上でございます。会長よろしく願いいたします。

○会長

はい。それでは本件につきましてご質問ご意見がございましたらお願いいたします。

○山口委員

確認ですが、最初の２ページ。基本チェックリストの実施で、認定期間満了者の a と b がありまして、b の居宅介護支援事業所実施分として、件数は 0 件なのですが、ここは在宅介護支援センターではなくて、居宅介護支援事業所の実施としてよろしいのでしょうか。

○事務局

こちらについては、居宅介護支援事業所の実施について報告させていただいております。

○山口委員

はい、わかりました。

あともう一点だけ聞きます。同じページの（２）の介護予防ケアマネジメントについての実績比というところで、平成 30 年度では、令和元年度では、令和 2 年度ではという様に全体の件数が 24,000、25,000、23,500 と書いてありますが、令和 2 年度の件数が若干少なくなったのは、コロナの影響で申請された方の足が途絶えた等の背景があるのかどうか、何か考えられることがあったらお伺いできればと思う。

○事務局

まだ分析できてはいないですが、コロナの影響がやはり大きかったのではないかと考えております。相談件数につきましても、自粛期間中は減少している傾向がありました。逆に自粛期間後は増加傾向にありました。ケアマネジメントの件数につきましては、コロナの影響で伸びなかったと推測します。以上です。

○山口委員

はい、ありがとうございます。以上です。

○会長

やはり、コロナ禍で在宅支援診療側でも相談件数は増えていますね。何か他にご意見ございますか。

○会長

皆様いかがでしょうか。

それでは本協議会としまして、令和 2 年度地域包括支援センター事業につきまして報告を受けたものといたします。また、令和 3 年度地域包括支援センター事業計画及び収支予算につきまして、承認したものといたします。

続きまして資料の 4、令和 2 年度委託型地域包括支援センター事業報告（第 4 四半期終了時）につきまして事務局から説明をお願いいたします。

○事務局（地域包括ケア推進課）

令和２年度の委託型地域包括支援センター事業報告について、ご説明させていただきます。資料４番をご覧ください。

資料の全体構成でございますが、（１）から（４）までが、評価の概要。（５）以降が各センターの報告書となっております。全体で２００ページを超える資料となっておりますので、要点を絞って説明したいと思います。

１ページ目、地域包括支援センターの行政評価の結果を記載したものでございます。訪問先及び訪問日は記載のとおりとなっておりますので、ご確認ください。

次に第４四半期の訪問調査の目的は２点ありまして、１点目が前年度における１年間の評価を行うものでございます。２点目が今年度の事業評価を確認するというものでございます。

次に２番、行政評価の結果をまとめております。行政評価でございますが、大きく２つの要素で構成されております。１つ目が地域包括支援センターの基本的な業務であります基本点、２つ目が成果点となっております。成果点については、当該年度において市として考えている重点的な取り組み（今年度については権利擁護業務）、そして地域包括支援センターがそれぞれ自主的に行っている事業、以上２つの事業を合わせたものとなっております。基本点と成果点の総合合計得点、これが、最終的な行政評価の結果となっております。

２ページ目。各地域包括支援センターの行政評価の推移の記載がございます。直近、３年分の記載がございます。平成３０年度、令和元年度、そして令和２年度の第３四半期終了時の点数を参考資料として記載させていただきました。

最終的な行政評価の結果についてご報告いたします。

新高根・芝山、高根台	基本点２０９点・成果点４２点	合計２５１点
前原	基本点２１２点・成果点４６点	合計２５８点
三山・田喜野井	基本点２０７点・成果点４６点	合計２５３点
習志野台	基本点２１２点・成果点４６点	合計２５８点
塚田	基本点２０７点・成果点４４点	合計２５１点
法典	基本点２１０点・成果点４９点	合計２５９点
二和・八木が谷	基本点２０９点・成果点４８点	合計２５７点
豊富・坪井	基本点２１１点・成果点４７点	合計２５８点

以上が、最終的な評価結果となっております。

次に（５）の１３ページ目以降が各センターの事業報告となります。

個々のセンターの詳細につきましては説明を省略いたしますが、全体的に新型コロナウイルス感染症の影響により、各センターとも会議やセンター事業の多くを中止せざるを得ない状態であり、対応に苦慮しているという報告を受けております。また、長引く自粛によって高齢者の心身の機能低下ですとか、自粛ストレスが虐待につながるなど新たな課題もでてきておりました。そのような状況でしたが、各センターともオンライン会議の普及化を積極的に図っておりまして、制限がある中でも他職種と密に連携を図っておりました。センターによってネット環境が整っていない、職員が扱いに不慣れであるなどまだ課題も多いですが、容易に他職種間でケース会議を開くことができおり、むしろ時間短縮ですとか効率的に対応ができるなど肯定的な意見も多くありました。今年度においても、各センターでは対面での会議やセンター事業を計画しておりますが、現在の新型コロ

ナウイルス感染症のまん延状況を踏まえてオンライン実施を想定している状況でございます。以上、令和２年度地域包括支援センター事業報告となります。会長よろしくお願いいたします。

○会長

ありがとうございました。それでは本件につきまして、ご質問ご意見がございましたらお願いいたします。

それでは、本協議会として、令和２年度委託型地域包括支援センター事業報告について（第４四半期終了時）につきまして、報告を受けたものといたします。

○会長

続きまして、資料の５、地域包括支援センター受託法人の選定につきまして、報告をお願いします。

○事務局（地域包括ケア推進課）

地域包括支援センター受託法人の選定について、本日お配りしました資料５番をご覧ください。

令和３年３月の策定されました「第９次高齢者保健福祉計画・第８期介護保険事業計画」に基づき、南部地域包括支援センターが担当する圏域の一部を分割し、新たに「宮本地区及び本町地区」を担当する地域包括支援センターを設置し、受託候補者を選定します。

また平成２８年度に民間事業者への委託により設置いたしました４か所の地域包括支援センター（三山・田喜野井地域包括支援センター、習志野台地域包括支援センター、法典地域包括支援センター、豊富・坪井地域包括支援センター）、この４センターが公募時に掲示した６年の期間が令和３年度末をもって満了いたします。以上により、改めて受託候補者を選定するものでございます。

なお、価格のみによる競争では所期の目的が達成できないことから、ふさわしい受託候補者の選定をプロポーザル方式にて実施いたします。また、広く事業者を募集するため、公募型にて実施いたします。

応募資格といたしましては、令和３年７月１日現在、法人格を有し、かつ、以下の何れかの施設の経営又は自治体からの受託実績があることになります。

- ①介護保険法に基づく指定又は許可を受け事業所を運営している法人。但し、福祉用具貸与・販売のみの事業所を除くかたちとなります。
- ②介護保険法に基づく地域包括支援センターを運営している法人。
- ③老人福祉法に基づく老人介護支援センター（在宅会議支援センター）を運営している法人。

この３点のいずれかを満たしている法人に応募資格があるいたします。また、応募制限があり、１法人が複数の地域包括支援センター業務に応募することはできないものとさせていただきます。

今年度の事業スケジュールでございますが、６月１５日頃に公募要項を配布させていただき、こちらにつきましては、船橋市ホームページにも掲載させていただきます。応募期間は７月下旬から８月末、受託候補者への選定結果通知を１０月中旬頃に予定しております。なお、本協議会で承認についてはお諮りいただいておりますが、毎年通常、５月・８月・１月の年間３回開催しておりますが、今年度につきましては、１０月上旬に再度本協議会の臨時会議を開催させていただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。そして、次回の選定でございますが、前回の募集の時と同

様に、委託法人の選定については、6年後にプロポーザル方式により再度行う予定となっております。以上となります。会長、よろしくお願いいたします。

○会長

はい。それでは本件につきましてご質問ご意見がありましたらお願いいたします。

それでは、本協議会として、地域包括支援センター受託法人の選定について、報告を受けたものといたします。

議題につきましては、以上となります。

事務局からその他、連絡事項がございましたらお願いいたします。

○事務局（司会）

赤インデックス2番、資料2の地域包括支援センター事業報告の中の6ページ（3）について、包括的・継続的ケアマネジメント支援事業について報告がございました。本市の場合、こちらの事業につきまして介護支援専門員研修会、主任介護支援専門員研修会を船橋市介護支援協議会と共催で行っていると、ご報告させていただいているところです。今般こちらの研修につきまして、より良い共催研修を目指してということで、この会議の委員でもございます、船橋市介護支援専門員協議会様から研修のあり方についてご提案を頂戴しております。これまで行政といたしましては、必要な財政措置を行いまして、研修内容についての提示をさせていただき、当日に合同開催をするという形式で行ってまいりました。今後は、研修会を作りこんで行く時点から介護支援専門員協議会の皆様と共同する体制を考えております。この研修につきましては、非常に重要なものと考えているものということから、詳細が決まりましたら、当協議会に内容を報告して、地域のケアマネジャー支援策としてご認識していただけるようにと思っております。以上です。

○会長

はい、よろしければその他の連絡事項、事務局からお願いします。

○事務局（司会）

次回の開催につきましては、8月頃の開催を予定しております。

日程の詳細等が固まり次第、皆様にご連絡をさせていただきます。議事録等の校正依頼につきまして、改めて郵送させていただきます。期限を設定させていただき、訂正がある場合のみご連絡をいただく形を考えております。事務局から連絡事項は以上です。

○会長

それでは以上をもちまして、令和3年度第1回船橋市地域包括支援センター運営協議会を終了いたします。ありがとうございました。